通信の接続の制限又は停止を行つた時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通状況	
通信の接続の制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量について見直しを行つた結果、できる限り多くの通信の疎通を確保するために新たに措置を講じた場合はその内容	
上記の措置を講じた理由	

注１　「通信の接続の制限又は停止を行つた時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通状況」の欄は、発信地域と着信地域の組合せごとに、発着信規制率、通信量、完了呼数、完了率、呼損率等について、時系列に記載した別紙を添付すること。

２　「上記の措置を講じた理由」の欄は、通信の接続の制限又は停止を行つた時間について災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析した結果に基づき、新たに講じた措置が有効であると判断した理由を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十七の二に次のように様式を加える。

様式第27の２（第７条の４関係）

災害対策の報告

年　　月末現在

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年度当初における電気通信役務を提供する利用者数＿＿＿＿＿＿＿＿

１　停電対策への取組状況

停電時における通信機能の持続時間に係る基本的な考え方	
長時間にわたる電力の供給の停止を考慮した対策が講じられた設備又はそのサービス提供区域に関する情報	
燃料の備蓄、補給体制に関する情報	

２　停電対策のための応急復旧に係る機材配備の状況

	台数及び通常の配備場所	出力
移動電源車		
可搬型発電機		

３　伝送路設備の損壊への対策の取組状況

伝送路設備が損壊した場合における代替設備に係る基本的な考え方	
主要な代替設備（注１）及びそのサービス提供区域に関する情報	

４　伝送路設備の損壊への対策のための応急復旧に係る機材配備の状況

	台数及び通常の配備場所	同時接続数	カバー半径	種類（注２）
車載基地局				
可搬型基地局				

注１　大ゾーン基地局（複数の他の基地局とサービス提供区域が重複する基地局であつて、当該他の基地局の機能が停止した場合にそれらの機能を代替することを意図して開設されたものをいう。）及び現に使用されている伝送路設備の代わりに臨時に使用される可搬型の伝送路設備を含む。

２　交換設備との間の伝送路設備について、「人工衛星」、「電気通信業務用移動局」等、通信の相手方となる設備を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第27の３（第７条の５関係）

通信品質の報告

年　　月　　日

事業用電気通信設備の種類＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数＿＿＿＿＿＿＿＿

接続品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
通話品質又は総合品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	